

処 分 の 名 称	保安教育計画の制定又は変更に係る認可
根拠法令・条項	火薬類取締法第 29 条第 1 項
関係法令・条項	・火薬類取締法第 29 条第 2 項及び第 29 条第 5 項 ・火薬類取締法施行規則第 67 条の 2 から第 67 条の 6 まで ・火薬類取締法施行規則第 69 条第 1 項
審 査 基 準	・保安教育の実施等に関する火薬類取締法令の規定の解釈について (平成 16 年 9 月 16 日平成 16・08・06 原院第 1 号)
標準処理期間	10 日